

最低制限価格算定基準の改正について(概要)

一般財団法人 札幌市住宅管理公社

工事に係る最低制限価格の算定基準を改正し、平成29年度から以下のとおり適用します。

1 工事の最低制限価格の算定基準

改正前

- 算定基準〔①～④の各項目の合計額〕
※ 但し、①～④の各項目で最終的に得た額の千円未満については、切捨て。

- 1 土木系〔土木・舗装・造園〕工事
 - ①直接工事費の 95%
 - ②共通仮設費の 90%
 - ③現場管理費の 85%
 - ④一般管理費の 65%
- 2 土木系以外の一般工事
 - ①直接工事費－(直接工事費×0.1)の 95%
 - ②共通仮設費の 90%
 - ③現場管理費＋(直接工事費×0.1)の 85%
 - ④一般管理費の 65%
- 3 昇降機設備工事
 - ①直接工事費－(直接工事費×0.2)の 95%
 - ②共通仮設費の 90%
 - ③現場管理費＋(直接工事費×0.2)の 85%
 - ④一般管理費の 65%



改正後

- 算定基準〔①～④の各項目の合計額〕
※ 但し、①～④の各項目で最終的に得た額の千円未満については、切捨て。

- 1 土木系〔土木・舗装・造園〕工事
 - ①直接工事費の 97%
 - ②共通仮設費の 90%
 - ③現場管理費の 90%
 - ④一般管理費の 65%
- 2 土木系以外の一般工事
 - ①直接工事費－(直接工事費×0.1)の 97%
 - ②共通仮設費の 90%
 - ③現場管理費＋(直接工事費×0.1)の 90%
 - ④一般管理費の 65%
- 3 昇降機設備工事
 - ①直接工事費－(直接工事費×0.2)の 97%
 - ②共通仮設費の 90%
 - ③現場管理費＋(直接工事費×0.2)の 90%
 - ④一般管理費の 65%

2 適用年月日

平成29年4月1日以降に公告又は通知する工事から適用します。

3 問い合わせ先

総務部 総務課 契約担当係 ☎ 2 1 1 - 3 3 8 1